

公共工事等の公表及び受注希望受付実施要綱

平成6年8月11日

6 葛総経第122号区長決裁

改正 平成13年3月29日 12葛総経第440号
平成14年9月30日 14葛総経第217号
平成15年3月26日 14葛総経第402号
平成20年3月28日 19葛総契第272号
平成21年3月31日 20葛総契第335号
平成25年9月30日 25葛総契第463号

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区が発注する工事及び業務（以下「公共工事等」という。）の内容を公表し、受注希望を受け付けることにより、業者の受注意欲や実情を把握し、競争入札の透明性、競争性、公平性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事をいう。
- (2) 業務 調査、測量、計画、設計、監理その他工事に関連する業務をいう。
- (3) 工事主管課 公共工事等を所管する課をいう。

(対象)

第3条 この要綱の対象となる公共工事等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務
- (3) その他総務部長が必要と認めるもの

(公表日等)

第4条 公共工事等の公表（以下「公表」という。）は、毎週1回火曜日に行い、その期間は、原則として1週間とする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(公表手続)

第5条 公表は、葛飾区工事施行規程（昭和55年7月31日訓令甲第14号）第

11 条に規定する起工の完了後に行うものとし、工事主管課は、起工書、公共工事等発注予定通知書（別記様式第1号。以下「通知書」という。）及び公共工事等発注予定表（別記様式第2号。以下「発注予定表」という。）を契約管財課に送付する。

- 2 前項に掲げる起工書、通知書及び発注予定表の送付時期は、公表予定日の2日前の午前中までとする。

（発注予定表）

第6条 発注予定表は、次の各号に掲げるとおり、工事主管課と契約管財課とで記入する。

- (1) 工事主管課 件名、場所、工期、工事等の概要
- (2) 契約管財課 公表番号、予定価格、入札方法、資料配付予定、入札参加資格要件、申請受付期間、申請方法、備考

- 2 発注予定表の記入にあたっては、次の各号について留意する。

- (1) 工事等の概要は、工事等の規模の概略が容易に把握できるように、種別ごとの延長や面積等を具体的に記入する。
- (2) 備考は、入札に関して公表すべき事項を記入する。

（公表の方法）

第7条 公表は、総務部契約管財課の掲示板、葛飾区公式サイト及び東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達」という。）により行う。

（公表の内容）

第8条 公表の内容は、葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第7号。以下「規則」という。）第10条に規定する事項のほか、発注予定表の記載事項及びその他入札に関し必要な事項とする。

（受注希望者の資格）

第9条 公表された公共工事等の受注を希望することができる者（以下「受注希望者」という。）の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第6条又は第35条に基づく入札参加資格審査登録者で、案件ごとに指定した業種での登録があること。
- (2) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止中又は指名保留中でないこと。
- (3) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) その他案件ごとに設定した要件に該当すること。

(一般競争入札参加資格申請の提出)

第10条 受注希望者は、電子入札案件の制限付一般競争入札にあつては、電子調達の電子入札サービスから一般競争入札参加資格確認申請書に必要事項を入力し、送信するものとする。

- 2 前項以外の制限付一般競争入札にあつては、受注希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式第3号)に必要事項を記入し、総務部契約管財課に提出するものとする。
- 3 受注希望者は、前2項による一般競争入札参加資格申請にあたり書類提出の指示がある場合は、指定された方法で提出しなければならない。

(希望票の提出及び取扱い)

第11条 受注希望者は、電子入札案件の公募型指名競争入札にあつては、電子調達の電子入札サービスから希望票兼予定監理技術者等調書に必要事項を入力し、送信するものとする。

- 2 前項以外の公募型指名競争入札にあつては、受注希望者は、希望票(別記様式第4号又は第5号)に必要事項を記入し、総務部契約管財課に提出するものとする。
- 3 受注希望者は、前2項による希望票の提出にあたり書類提出の指示がある場合は、指定された方法で提出しなければならない。
- 4 受注希望者より提出された希望票は、指名業者選定の参考とする。

(特例)

第12条 緊急を要する場合その他特別の取扱いを必要とする公共工事等については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則 (平成13年3月29日12葛総経第440号)

付 則 (平成14年9月30日14葛総経第217号)

付 則 (平成15年3月26日14葛総経第402号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日19葛総契第272号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日20葛総契第335号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年9月30日25葛総契第463号)

この要綱は、平成25年9月30日から施行し、平成25年10月2日以降に公表する公共工事等から適用する。

なお、公共工事等の公表に関する運用基準(平成6年8月11日6葛総経第123号部長決裁)は、同日付けで廃止する。